

聖隷クリストファー大学

聖隷クリストファー大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2024（平成36）年3月31日までとする。

II 総 評

貴大学は、1949（昭和24）年に静岡県浜松市北区三方原町に創立された遠州基督学園を母体とし、その後は聖隷クリストファー看護大学への改変を経て、2002（平成14）年に、聖隷クリストファー大学に改称した。現在は、看護学部、社会福祉学部、リハビリテーション学部の3学部、それぞれの学部を基礎とした博士前期課程及び博士後期課程として、看護学研究科、社会福祉学研究科、リハビリテーション科学研究科を設置し、2007（平成19）年には助産学専攻科を開設している。

貴大学は、キリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」を建学の精神として、看護、社会福祉、リハビリテーションの各領域の専門職業人を養成することを主軸に、教育・研究活動を展開している。

2006（平成18）年度に大学の長期の経営計画である「聖隷クリストファー大学グランドデザイン（2007～2016年度）」を策定し、2009（平成21）年度に本協会での大学評価（認証評価）を受けた後、2011（平成23）年度の中間見直しの際に、「保健医療福祉分野における大学像及び本学が養成する高度専門職者像」をより明確化した。同時に、2011（平成23）年度の自己点検・評価を起点にしたグランドデザインの後半5年間の見直しがなされ、グランドデザインの「第2ステージ」が策定されている。内部質保証のシステム構築については、「教育の質保証のPDCAサイクル」「事業計画に基づくPDCAサイクル」「チェックリストによるチェック」を3つの柱とする自己点検・評価体制を整備し、「大学自己点検・評価運営委員会」が中軸部署と定められた。

貴大学の取組みとしては、社会連携・社会貢献の方針を「保健医療福祉に関する知的資源を地域に還元し、地域の保健医療福祉の質の向上に寄与する」と定め、保健福祉実践開発研究センターを中心に、地域の教育機関、職能団体、社会福祉施設、医療機関、行政等々との共同研究事業、専門職の研修や一般市民への学習機会の提供として公開講座の実施や各種研修会への講師派遣、各種審議会への教員の派遣などを行い、地域社会における保健医療福祉の課題解決に貢献するとともに、地域の専門職の資質向上につながっていることは高く評価できる。

聖隷クリストファー大学

他方で課題としては、「教育内容・方法・成果」の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）において、大学の理念・目的に対して、大学全体や研究科全体としてはふさわしい内容となっているものの、学部・研究科ごとに定めておらず、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）についても、教育内容や方法に関する基本的な考え方が示されていない。また、社会福祉学部においては、2016（平成28）年4月の履修規程の改正により、1年間に履修登録できる単位数の上限が60単位に設定されたが、単位制度の趣旨に照らすと単位数が高い。さらに、看護学研究科においては、専門看護師コースの課題研究論文審査基準が明文化されておらず、学生に明示されていない。これらについては改善が望まれる。

「学生の受け入れ」では、社会福祉学部の過去5年間の入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率が低く（特に同介護福祉学科）、リハビリテーション学部理学療法学科は高い。また、社会福祉学部社会福祉学科の編入定員に対する編入学生数比率が低い。大学院では、収容定員に対する在籍学生数比率は社会福祉学研究科博士前期課程が低く、看護学研究科博士後期課程は高い。これらも改善が望まれる。

III 各基準の概評および提言

1 理念・目的

<概評>

貴大学は、キリスト教精神による「生命の尊厳と隣人愛」を建学の精神とし、「看護・リハビリテーション・福祉の知識と技術を併せもつ人間教育を基本理念」としている。この教育理念のもと、大学の人材養成の目的は、大学学則に「キリスト教精神による生命の尊厳と隣人愛に基づき人格を陶冶するとともに、広い知識と深い専門の学芸を教授・研究し、保健医療福祉分野の看護、リハビリテーション及び福祉の専門職業人を育成して、人類の健康と福祉に寄与することを目的とする」と明示している。大学院については、大学院学則に「建学の精神であるキリスト教精神による『生命の尊厳と隣人愛』に基づき、看護学、リハビリテーション科学、社会福祉学の高度かつ専門的な理論及び応用を教授研究し、深奥な学識と研究能力を養い、保健医療福祉に関わる専門教育の向上・発展に寄与するとともに人々の健康・安寧と福祉に貢献することを目的とする」と定めている。さらに、学部・学科及び研究科・課程ごとに、人材養成に関する目的と目標の詳細が「聖隷クリストファー大学・大学院における人材養成に関する目的その他の教育・研究上の目的に関わる規則」に明記され、高等教育機関としての目指すべき方向性を明らかにしている。

貴大学の理念・目的は、大学の『履修要項・シラバス』及び『大学院履修要項・シラバス』により学生に周知され、1年次生の必修科目の「聖隷の理念と歴史」を自

校史教育の一環として開講している。また、ホームページに掲載して広く社会に公表しており、教職員には新任教職員向けのオリエンテーションなどで周知が図られている。

理念・目的の適切性の検証は、看護学部は領域会議や学部運営会議、社会福祉学部は教育課程の改正等の機会に学科会議、リハビリテーション学部は『履修要項・シラバス』の作成時や教育課程の見直しに際して、学部教務委員会や学部運営会議等で学部ごとに取り組んでいる。大学院は 2011（平成 23）年度の研究科の組織改編時に教育研究組織と理念・目的の適切性を検証している。大学としての理念・目的の適切性の検証は、大学自己点検・評価運営委員会により『自己点検・評価報告書』のとりまとめを通じてなされ、大学部長会そして学長を経て、法人の大学企画調整会議や執行役員会に報告されている。なお、大学としての各学部・研究科の理念・目的の定期的な検証作業の必要性が認識されているので、検証を担当する責任部署、権限、手続等のシステムの一層の明確化を期待したい。

2 教育研究組織

<概評>

貴大学は、看護学部（看護学科）、社会福祉学部（社会福祉学科、介護福祉学科、こども教育福祉学科）、リハビリテーション学部（理学療法学科、作業療法学科、言語聴覚学科）を設置している。大学院は、各学部を基礎とする看護学研究科（博士前期課程、博士後期課程）、リハビリテーション科学研究科（博士前期課程、博士後期課程）、社会福祉学研究科（博士前期課程、博士後期課程）を設置し、貴大学の理念・目的の達成にふさわしい教育研究組織といえる。さらに、助産学専攻科や社会貢献、地域との連携・協働による課題解決を行う組織として「保健福祉実践開発研究センター」を設置しており、建学の精神に基づいたうえで、学術の進展、社会の要請に応えた編成となっている。

教育研究組織の適切性の検証については、各学部・研究科と法人の大学企画調整会議において現状分析、問題の発見、解決策の検討が行われ、具体的な問題点に対する改善策の検討は学部長主宰の学部運営会議等で行っている。そのうえで、学長主宰の大学部長会で原案が取りまとめられ、教授会において意見を聞き、その後は大学部長会、執行役員会の審議を経て、理事会において決定する手続きとなっている。これらの検証体制により、2016（平成 28）年の収容定員の変更を決定するなど、大学全体として検証プロセスを機能させている。

3 教員・教員組織

<概評>

大学・大学院において教員に求める能力・資質等は、「建学の精神及び教育理念・目的を理解し職位にふさわしい人格を有する者」と定められており、大学設置基準・大学院設置基準における必要専任教員数は満たされている。また、専任教員資格審査内規をはじめ、専任教員採用・昇進に関する規程、大学院研究指導教員等資格審査基準、役職ごとの昇任基準が定められている。これらの方針や教育課程に応じて、学部から大学院まで各学問分野の教育・研究の一貫性を重視し、年齢構成に偏りがないように心がけているというものの、65歳が定年であるにも関わらず、65歳以上の教員の割合は、他学部に比べて社会福祉学部が高い傾向にある。特任教職員の任用規程に基づく採用手続きを経ているものの、年齢構成の偏りについては今後も継続して解消に向かうことが望まれる。なお、教員配置計画は、法人の企画調整会議において企画立案され、執行役員会において決定されている。

2016（平成28）年度よりリハビリテーション学部理学療法学科では募集定員が10名増員となるが、完成年度に向けて教員増が計画されている。

学内における教員組織の連携が、学長主宰、学部長主宰、教授会付属、全学組織、法人組織の別による各種委員会により有機的に行われている点は評価できる。また、それぞれの部局ごとの運営においては、教授会、研究科委員会をはじめ、学部運営会議、学科会議等も整備されている。

教員の教育研究活動の評価は、学部ではそれぞれの部局ごとに年1回、教員活動目標シート、教員活動チェックシート、教員活動目標評価シートを用いて行われており、所属長からのフィードバックを基にPDCAサイクルを機能させる努力を行っている。また、大学全体で毎年度に夏期教職員研修や学生相談研修を実施し、教育方法の改善以外の資質向上に努めている。各研究科においては、ファカルティ・ディベロップメント（FD）講演会や学内での紀要の発刊にとどまっておらず、大学院教員の資質向上に向けた具体的な取組みが望まれる。また、国内留学なども推進して教員の資質向上に努めているものの、博士の学位を取得している教員数は、大学全体の半数（単位修得満期退学を含む）であり、さらなる教員の資質向上に努めるよう改善が望まれる。

教員組織の適切性の検証については、大学部長会で現状について把握し、法人の大学企画調整会議で行われている。

4 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

<概評>

大学全体

「学士課程全体に共通する学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」は定められているが、学部ごとの学位授与方針は定めていないので、改善が望まれる。課程修了にあたって修得しておくべき学習成果は、「建学の精神である『生命の尊厳と隣人愛』に基づいた高邁な精神と高い倫理観と保健医療福祉の専門職者として必要な豊かな教養を身につけている」を含む7項目を定めている。大学院についても、「研究科共通の学位授与方針」が、前期課程と後期課程について示されているが、研究科ごとの学位授与方針は定めていない。課程修了にあたって修得しておくべき学習成果は、博士前期課程では「高い倫理観を身につけ、各学問分野の質の高い実践、さらに教育・研究の過程に反映することができる」を含む6項目を定め、博士後期課程では「高い倫理観をもって、質の高い各学問分野の実践、教育・研究に反映することができる」を含む6項目を定めている。

教育課程の編成・実施方針については、「教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程を編成するために、学部ごと、各年次の到達目標を定め、これをカリキュラム・ポリシーとしている」としており、『履修要項・シラバス』やホームページで周知・公表している。

ただし、学部ごとの「教育内容・方法に対する基本的な考え方」を教育課程の編成・実施方針として明確には読み取れない。大学院についても、研究科の共通性、連携を重視して、3研究科共通の到達目標を教育課程の編成・実施方針として、博士前期課程と博士後期課程のそれぞれに定めているが、研究科ごとの「教育内容・方法に関する基本的な考え方」を教育課程の編成・実施方針として明確には読み取れない。これらは、各学部・研究科の定める教育目標との整合性にも留意して、改善が望まれる。

これらの方針の適切性の検証は、2011（平成23）年度に教育の質保証のPDCAサイクルを整備し、定期的に検証を行う制度を整備し、2012（平成24）年度の試行を経て、2013（平成25）年度より運用している。学部については、それぞれの学部自己点検・評価委員長を中心に、学部自己点検・評価委員会、学部運営会議及び教授会において見直しの検討並びに審議が行われ、研究科については研究科委員会で検証した結果を大学院委員会に諮る手続きとなっている。

<提言>

一 努力課題

- 1) 学位授与方針は、学部共通・研究科共通のもののみで、学部・研究科ごとに定められていないので、改善が望まれる。

- 2) 各学部・研究科において、教育課程の編成・実施方針は、到達目標として定めており、教育内容や方法に関する基本的な考え方が示されていないので、改善が望まれる。

(2) 教育課程・教育内容

<概評>

大学全体

各学部における教育課程の基本的構造は、教養基礎領域と専門領域（看護学部は専門基礎領域と看護専門領域に再区分）から構成されている。教養基礎領域は、大学全体の教育基盤となる学部学科横断的な共通の科目（科目構成は、学部・学科により一部異なる）である、「聖隷の精神とキリスト教について学ぶ科目群」「学習方法・コミュニケーションについて学ぶ科目群」「人間・こころ・健康について学ぶ科目群」「社会・自然について学ぶ科目群」「総合科目」から構成されている。これらの授業科目を通じて、幅広い教養と考える力を養い、人間性の涵養を図ることを目指している。専門領域の授業科目は厚生労働省関係の国家試験に係る指定規則に沿った教育課程を中心に編成されている。『履修要項・シラバス』によると、看護学部は「教育課程」において、社会福祉学部は「教育課程概念図」により、リハビリテーション学部は「カリキュラム構造図」により、学生の順次性と体系性のある履修を促している。なお、「専門職連携科目」として「専門職連携の基礎」と「専門職連携演習」を配置し、「保健医療福祉総合大学」を志向する大学の理念・目的の具現化に取り組んでいる。

大学院研究科の前期課程では、教育研究の基盤となる共通科目が研究科の教育課程に横断的に配置されている。この共通科目は、保健医療福祉の諸科学・諸問題について初年次段階で理解を深めるために配置され、そのうえで各専門教育課程の基盤科目、次いで専攻する領域の専門科目の履修に結びつく体系性のある教育課程が設計されている。なお、研究指導計画は『大学院教務ハンドブック』に示されている。

学部及び研究科ごとの教育課程の編成・実施方針の適切性の検証については、各学部及び各研究科段階での検討と実施案のとりまとめがなされ、教授会や研究科委員会、大学院委員会の審議を経て、大学部長会に報告する手続きとなっている。

看護学部

授業科目は、教養基礎領域、専門基礎領域、看護専門領域から構成され、初年次教育として「基礎演習Ⅰ（スチューデントスキル）」と「基礎演習Ⅱ（スタディス

聖隷クリストファー大学

キル)」が配置されている。また、8つの看護学の学びを統合するための「看護の統合」では、「看護の倫理」や「看護管理論」に加えて「高度実践看護論」を配置しており、さらに4年次では「看護学の学習」を統合し、自己の看護観を養うための「統合演習」を配置している。実習教育では、前提となる履修要件を設けているなど、学生の順次性・体系的な履修に配慮している。なお、看護師養成のための教育課程に加え、保健師養成の教育課程、養護教諭養成の教職課程（一種）や助産師専攻科の教育課程が配置されている。

教育課程の適切性の検証は、学部運営会議で検討し、教授会で審議し、大学部長会に報告する手続きとなっている。

社会福祉学部

授業科目は、対人援助専門職に求められる幅広い教養と考える力を養うため、教養基礎領域を編成し、専門教育は3学科別に専門基礎科目と専門科目の専門領域を編成している。

初年次教育としては、「基礎演習Ⅰ」及び「基礎演習Ⅱ」「フレッシュマンセミナー」の必修科目を設定し、大学で学ぶための基礎的諸能力を高めるとともに、主体的な学習意欲の向上を図るなどの工夫がみられる。

専門基礎科目、専門科目については、学科ごとに国家試験受験資格取得のための科目が段階的に配置され、それぞれの学科内でも学びの指針としてコースやキャリア・プランも設定している。

学科ごとの教育課程の編成に関して教育目標に沿った教育内容とするよう毎年学科会議で検討し、共通理解の中で教育課程や授業計画を作り上げている。

教育課程の適切性の検証は、学科会議及び学部運営会議で検証した結果を教授会に諮り、大学部長会に報告する手続きとなっている。

リハビリテーション学部

授業科目は、教養基礎科目、専門基礎科目、専門科目という階層性を持ち、各学年次の到達目標に基づいて体系的に配置されている。これらの授業科目では国家試験受験資格に必要な科目が網羅されている。

臨床実習については、授業で学んだことを臨床現場で体験、統合できるよう3年次から4年次に配置されている。さらにリハビリテーション専門職の位置づけと隣接する他職種への理解を促し、対人援助職と連携、協働できる人材を育成することを目的に専門職連携の授業科目が1年次及び4年次に配置されている。

臨床実習の適切性の検証を含め、教育課程の適切性については、学科会議及び学部運営会議で検証した結果を教授会に諮り、大学部長会に報告する手続きとなって

いる。

看護学研究科

前期課程は共通科目、基盤科目そして専門科目（基礎看護学領域等 10 領域）により構成され、修士論文の作成による学位取得を目指すコースと CNS（専門看護師）コースに大別される。後期課程は共通科目と専門科目により構成されている。いずれも、コースワークとリサーチワークを組み合わせた教育課程を編成している。

教育課程の適切性の検証は、研究科委員会で検証後、大学院委員会で調整し、大学部長会に報告する手続きとなっている。

リハビリテーション科学研究科

研究科共通科目の他に、理学療法科学（前期 4 領域、後期 3 領域）、作業療法科学 4 領域、言語聴覚療法科学（前期 3 領域、後期 2 領域）の領域ごとの授業科目が、コースワークとリサーチワークを組み合わせて配置されたカリキュラムが組み込まれている。前期課程は、共通科目、基盤科目、専門科目によって構成され、後期課程は、共通科目、専門科目によって構成されている。専門科目の中には前期「特論」「特論演習」、後期「特講」「特講演習」が配置され、さらに前期では領域ごとの、後期では分野ごとの「特別研究」が配置されている。履修方法については『大学院履修要項・シラバス』で具体例を挙げて説明されており、段階的な学習・研究が行えるようになっている。

教育課程の適切性の検証は、研究科委員会で検証した結果を、大学院委員会で調整し、大学部長会に報告する手続きとなっている。

社会福祉学研究科

共通科目及び基盤科目は概ね初年次に学習し、これらの幅広い基本的な学識を背景に専門の研究へと進むこととなっている。専門科目は、前期課程・後期課程とも社会福祉学分野、児童・家庭福祉学分野、介護福祉学分野の 3 分野から領域を選択したうえで、専門性を深めた研究となるように配置されており、コースワークとリサーチワークを組み合わせた教育課程を編成している。

教育課程の適切性の検証は、必要に応じて研究科委員会で検証した結果を、大学院委員会で調整し、大学部長会に報告する手続きとなっている。

（3）教育方法

<概評>

大学全体

授業形態は大学学則において、講義、実験、演習、実技、実習等が明示されている。学年暦で1年間の授業回数を明示するとともに、それぞれの授業科目で学習効果を考えた教育方法を採用している。主体的学修を推進するため、全学的にグループ学習、フィールドワーク、プレゼンテーション、ゼミなどを授業に取り入れ、アクティブ・ラーニングの導入を進めている。また、リアクションペーパーによる各回の授業の理解度の把握、前回授業の振り返り、授業時に1人1台のタブレットパソコンを貸与するなどして、教員と学生との双方向性のあるコミュニケーションの確保などを行っている。これらの取組みは、学生対象の授業アンケート調査によると、事前学習への積極的な取組み等の学習態度の向上に寄与している。なお、大学院については、大学院学則に授業科目の別表に教育課程表が掲載され、授業形態が例示されている。

2015（平成27）年度以前は定めがなかった、1年間に履修登録できる単位数の上限は、2016（平成28）年度に各学部の履修規程の改正が行われ、看護学部については各 Semester で25単位、社会福祉学部については各 Semester で30単位、リハビリテーション学部は1年次が年間55単位そして2年次以上が年間40単位に設定されている。

大学院研究科の研究指導の体制・方法及びその内容、年間の指導スケジュールは、『大学院履修要項・シラバス』に記載されている。

シラバスの様式は統一され、記載事項には授業の目的、到達目標、授業の内容、評価の方法等が含まれている。また、シラバスはホームページや『履修要項・シラバス』により公表されている。評価方法では、評価項目の比率を明確に記入し、多様な方法により総合的に評価しようと努めている。2013（平成25）年度には学習時間調査を実施して、「授業以外の自己学習が少ない」ことが判明し、その結果を踏まえて「事前・事後学修」の学修内容を記載するよう変更している。ただし、シラバスを個別にみていくとその記載には精粗がみられる。再度の学習時間調査による効果の検証を行うとのことなので、その結果に期待したい。

シラバスに沿って授業が進められているかどうかについては、授業評価アンケートで検証している。授業評価アンケートの結果について全教員がコメントし、ホームページに掲載し、学内外にも公開して学生にも閲覧を促している。ただし、学生満足度調査からは、授業評価アンケートが授業全体の改善に十分に結びついていないことを示している。2014（平成26）年度に新たに施行した「授業評価実施規程」で定めた内容の検証を、今後も継続的に実施し、改善につなげることが望まれる。

入学前の既修得単位の認定は、検定試験の単位認定及びその他の教育機関の学修に対する単位認定とともに、学部教授会の議を経ることとし、その上限は「60単位を

超えないものとする」と学則に定めている。

教育内容・方法等の改善を目的とした組織的研修は、FD委員会が所管し、全学的な体制で実施している。教務運営会議及び全学FD委員会においては、教育活動結果の評価及び教員の教育指導力開発に重点をおくとともに学外のFD活動に積極的に参加するように努めている。

看護学部

看護学部では、講義、演習、実習の授業形態の体系的な編成により学習効果を高める工夫がみられる。「看護専門領域」では演習科目の比重を高め、看護実践能力の強化を図っている。また、学生の主体的学習の促進のため、グループワーク、フィールドワーク、プレゼンテーション、ゼミ、事例検討などを導入している。看護学実習では、領域ごとに実習要項を作成し、学生の個別性を重視した指導体制を構築するとともに、臨床教授制度により専門職教育の充実を図っている。

シラバスは、「作成要領」に基づき、授業科目の到達目標、授業内容、評価方法等が記述されている。『履修要項・シラバス』を活用し、年度初めに教務・実習委員会による、全学生対象の科目選択や履修計画のガイダンスを行っている。

成績評価と単位認定は履修規程に基づき、定期試験、レポート、小テスト等により科目責任者が行うが、単位認定は最終的には教務委員会において審議され教授会において決定される。

教員の教育力向上と授業の改善を目指して、研修会や勉強会の年間計画を立てて実施しており、2014（平成26）年度にはピアレビューに焦点を当てた評価方法の実施を検討し、2015（平成27）年度ではコメントシートや改善シートの活用、「看護教員のためのFDマップ」を活用した改善に取り組んでいる。学生による授業評価、実習評価を実施し、授業に対する学生満足度は高まっていることを確認している。

シラバスに基づいた履修指導、授業展開に努めており、授業アンケートによって、シラバスの適切性を確保しようとしている。また、教務運営会議や全学FD委員会を中心に教育内容や方法の改善に努めている。

社会福祉学部

社会福祉学部では、対人援助職を目指す学生にとって、講義で学んだ知識や技術を演習で実際に試し、さらに実習やインターンシップでそれらを対人援助の場で知識と技術を統合し身につけることを目的に各授業科目が配置されている。

全授業科目に対してシラバスが作成され、講義内容、評価方法が明記されている。シラバスの内容は学科長及び教務委員がチェックし、必要に応じて修正が求められている。授業展開について「学生による授業評価」により、授業改善に向けた取組

聖隷クリストファー大学

みが行われている。全学FDに加えて、学部FDも積極的に行われており、授業改善の一役を担っているといえる。

前回の大学評価時に指摘された事項について、2016（平成28）年4月から、1年間に履修登録できる単位数の上限が履修規程に定められたが、各セメスター30単位、年間60単位と高く設定しているため、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。

リハビリテーション学部

リハビリテーション学部では、将来、リハビリテーション専門職者が身につけるべき能力を見据えて、積極的にアクティブ・ラーニングやグループ学習、ICT（Information and Communication Technology）を活用したe-learningが取り入れられている。また、大学が所属する「聖隷グループ」の病院・施設を実習の基幹施設として臨床教育が展開されている。理学療法学科では臨床実習に「Clinical Clerkship」を取り入れ、臨床能力を修得できるよう工夫している点は評価できる。

アドバイザー教員、学科長、教務・実習委員会が連携して、学生個々の問題に対応できる支援体制が構築されており、学習支援が必要な学生に対する上級生のピアサポートは評価できる。

シラバスは学科の教務委員、教務委員長、学部長が確認を行い、『履修要項・シラバス』やホームページで公開している。シラバスに基づいて授業が展開できているかどうかについては「学生による授業評価」に項目を設けて評価され、また、在学生の満足度調査でも評価されている。「(満足指数－不満足指数) (満足指数＝大変満足%+やや満足%×0.5、不満足指数＝非常に不満足%+やや不満足%×0.5) で計算される満足度指数を用いた分析で、学部の満足度指数は36.6と満足している学生が多い結果となっている。

授業評価は授業開講時期の間で行い、評価後の授業へ評価結果を生かすなどの工夫がなされている。また、科目責任者のコメントをホームページで公開し、学生からの一方通行の評価に終わらない工夫がされている。しかし、学生からのコメントでは「中間評価などがその後の授業に生かされていない」などのコメントもあり、さらなる改善が望まれる。また、2014（平成26）年度からピアレビューが行われている点は評価できるが、今後、さらなる成熟が期待される。

教育内容・方法等の改善を図るために、学部FD委員会を設置しており、恒常的にFD勉強会を実施して、授業改善の向上に努めている。

看護学研究科

教育方法として教育課程表に基づいて、講義、演習、実習の授業形態を採用し、

聖隷クリストファー大学

研究指導に関する授業科目では副指導教員を配置し複数教員による指導体制により学習効果の向上を図っている。また、CNS（専門看護師）コースでは、看護実践能力を高めるために高度実践看護師教育課程の基準に準拠して、事例検討、討議セミナーなど多様な教育方法を展開している。

シラバスの様式は統一されており、授業評価を実施してシラバスと授業内容の整合性を確認している。授業の評価結果は大学院FD担当教員が確認後、担当教員の教育改善へつなげるとともに、研究科委員会でも検討し、教育内容と方法の改善に努めている。

リハビリテーション科学研究科

それぞれの授業科目の到達目標に応じ、講義、演習、発表、グループディスカッション、個別指導などさまざまな形態があり、それぞれの授業科目のシラバスで明示している。特別研究に関する在学期間中のスケジュールは、『大学院教務ハンドブック』に示されており、計画的に論文作成に向けた指導を受けられるようになっている。また、シラバスに基づき授業及び授業評価が行われており、各授業科目の内容については、シラバス作成時に研究科長が教育課程にふさわしい内容になっているか確認している。

成績評価については、大学院学則にて規定され、修了要件等も明示している。

教育内容・方法等の改善については、研究科委員会において検討され、FDサロンで大学院学生の意見を取り入れる仕組みも整えている。

社会福祉学研究科

それぞれの授業科目の到達目標に応じ、講義、演習、発表、グループディスカッション、個別指導などさまざまな形態を用いて目標達成を図っている。

単位認定については、規程とシラバスに表記した評価方法を遵守し、成績評価を行っている。

教育内容・方法等の改善に向けた取組みとして、研究科委員会開催時に必要に応じてそれぞれの教員が指導する大学院学生の受講状況や研究論文の進捗状況を報告し合い、授業内容の改善に努めている。

<提言>

一 努力課題

- 1) 1年間に履修登録できる単位数の上限が社会福祉学部では60単位と高いので、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。

(4) 成果

<概評>

大学全体

学部の卒業認定の要件は大学学則に、大学院の修了と学位授与の要件は大学院学則及び学位規程により定められている。これらは、学部については『履修要項・シラバス』に「卒業要件」の説明及び関連規程としての大学学則の掲載により学生に示している。大学院については『大学院履修要項・シラバス』に各研究科の課程ごとに説明がなされている。大学院の学位授与のための論文審査基準は『大学院履修要項・シラバス』により、前期課程及び後期課程ともに明示している。

卒業判定については、教務委員会の審議ののち、教授会での議を経て学長が認定する。

学習成果を測定するための評価指標の開発については、「学生の学修成果は、単位の修得数、GPA (Grade Point Average)、資格取得状況、就職・進学状況によって測定でき、学習の成果は上がっている」としている。その根拠は、「就職内定率という数値の高さだけではなく、学生の就職希望先並びに就職内定先のほとんどが、本学の各学部・学科の教育目標に沿った保健医療福祉の専門職であることは好ましい傾向」と判断している。

看護学部

教育課程修了時の学生の学習成果については、単位の修得数、GPA、資格取得状況、就職・進学状況により行うとして、国家試験合格率は、2014（平成26）年度新卒者では看護師国家試験100%、保健師国家試験96.9%である。就職率は過去3年間、すべて100%と一定の成果を上げている。また、評価指標のうちGPAについては、「通算2.4~2.5を示し（平均80点を示し）ていることから教育目標に到達できている」と判断している。

社会福祉学部

学習成果を測定するための評価指標については、卒業生の一定の就職率が確保されており、社会福祉国家試験合格率は近年上昇傾向にあり、精神保健福祉士国家試験合格率も高い水準を保っていることから、一定の成果の確認が図れる。

毎年 Semester 開始時に教務委員による履修ガイダンスを行い、単位未修得の学生については個別の相談を実施している。教育目標、GPA、単位の修得数、国家試験の合格率、就職状況等が整備されているので、今後、教育効果向上のために組織的に活用し、教育活動の点検を行うことが望まれる。

リハビリテーション学部

学生の学習成果は、各 Semester 終了時に到達状況、GPA、単位の修得数、国家試験の合格率、就職・進学状況、卒業率により多面的に評価している。とくに GPA1.5 未満の学生は、成績不良者と判断し、教員による学習支援を実施している。

国家試験の合格率も概ね 90% 台後半から 100% と全国平均を上回り、一定の学習成果があったものと判断できる。しかし、言語聴覚学科では 2014 (平成 26) 年度の国家試験合格率が急激に下がっており、原因分析と改善方法の検討が望まれる。また、同学科では卒業率も低くなっており、原因の究明と学内教育の改善への取組みが求められる。

就職率は 100% であると同時に、満足度調査結果の「学生の態度やマナー」に関するほとんどの項目が向上しており、建学の精神である「隣人愛に根差した倫理観・行動力を養う」という教育目標の到達度を判定する一つの評価指標として成果が示されている。

教育目標として掲げている「国際的視野を持ってリハビリテーションの実践ができる基礎能力を養います」については、海外研修制度を設定しているにもかかわらず、希望者が減少していることから、カリキュラムの検証を含め海外研修制度の位置づけについての検討が望まれる。

看護学研究科

修士の学位論文の審査基準や審査体制等の一連の手続きは、『大学院履修要項・シラバス』に掲載して、周知・公表している。ただし、CNS (専門看護師) コースの「課題研究論文」については、審査基準や審査体制、手続きを「修士論文審査基準」に準じて行っているため、それとは別に定めて学生に明示するよう、改善が望まれる。

博士論文の審査は予備審査と本審査の 2 段階で行われ、博士論文の審査には最終試験委員会は 5 人で構成し、2 ヶ月半程度の期間をかけて、丁寧に審査している。博士の学位論文の審査体制や審査基準及び一連の手続き等については、『大学院履修要項・シラバス』に記載され、学生への周知が図られている。

リハビリテーション科学研究科

特別研究の内容と進行プロセスは、『大学院履修要項・シラバス』に示され、また、これらのプロセスの具体的な基準、手順は「博士の学位審査に関する内規」、「博士論文審査基準／修士論文審査基準」等で規定されており、「研究論文評価表」を用いて評価されている。

学習成果については、授業評価、満足度調査のみで判断されているが、前期・後期課程の修了状況についても検証するよう改善が望まれる。

社会福祉学研究科

特別研究の内容と進行のプロセスは、『大学院履修要項・シラバス』に示すとともに、オリエンテーションにおいて詳細な説明を行っている。博士論文の審査及び最終試験委員会は、5人の研究指導教員で構成し、2ヶ月半程度の期間をかけて、丁寧に審査している。学位授与は、学位授与方針に基づく修了要件を踏まえ、『大学院履修要項・シラバス』に示した手続きに従って、公平・公正な審査に取り組んでいる。

学生の学習成果を測定するための指標としては、授業評価を活用している。

<提言>

一 努力課題

- 1) 看護学研究科のCNS（専門看護師）コースにおいて、特定の課題についての研究の成果を審査する基準が明文化されていないので、課程ごとに『大学院履修要項・シラバス』などに明記するよう、改善が望まれる。

5 学生の受け入れ

<概評>

学部・研究科ごとに学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を定め、各学部・研究科の求める学生像や入学者が修得しておくべき知識等を、ホームページや各学部の『学生募集要項』『入試ガイド』を通じて公表している。

入学者選抜方法については、文部科学省から通知される「大学入学者選抜実施要項」に沿って毎年の入学試験要項を作成し、学部教授全員で構成される入学者選抜委員会で決定している。看護学部は10の入試種別、社会福祉学部は12の入試種別、リハビリテーション学部は6の入試種別で構成されており、小論文と面接を課すなど、工夫を凝らしている。

定員管理については、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率が、社会福祉学部は低く（特に介護福祉学科）、リハビリテーション学部理学療法学科は高いので、是正されたい。編入学定員については、看護学部及び社会福祉学部が、編入学定員に対する編入学生数比率が低かったものの、2016（平成28）年度から、看護学部は編入学制度を廃止し、社会福祉学部は編入学定員を10名から5名に見直して改善に努めている。看護学研究科は、

聖隷クリストファー大学

博士後期課程の収容定員に対する在籍学生数比率が高く、社会福祉学研究科は、博士前期課程の収容定員に対する在籍学生数比率が低いので、改善が望まれる。

年度当初に行われる各学部の入学者選抜委員会、各研究科委員会において、入学者選抜が学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、検証を行った上で次年度の入学者選抜要項を決定している。同じく入学者選抜委員会において、各入試の実施要領、面接要領の見直しの際にも検証が行われている。

<提言>

一 努力課題

- 1) 編入学定員に対する編入学生数比率について、社会福祉学部社会福祉学科が 0.25 と低いので、改善が望まれる。
- 2) 大学院における収容定員に対する在籍学生数比率について、社会福祉学研究科博士前期課程が 0.40 と低く、看護学研究科博士後期課程が 2.13 と高いので、改善が望まれる。

二 改善勧告

- 1) 社会福祉学部において、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率が、それぞれ 0.80、0.75、同介護福祉学科では、それぞれ 0.41、0.35、同社会福祉学科は収容定員に対する在籍学生数比率が 0.84 と低い。また、リハビリテーション学部理学療法学科において、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率が、それぞれ 1.26、1.28 と高いので、是正されたい。

6 学生支援

<概評>

貴大学がグランドデザインの第2ステージに掲げる9つの重点課題のうち、「4. 学習力の向上」「5. 学生支援の充実」「6. 就職力向上と人材の供給」を学生支援に関する方針として位置づけている。重点項目ごとに基本目標と行動目標を設定し、年度ごとの事業計画の策定、中間評価、最終評価を行っている。評価結果は全教職員にも公表している。また、学生支援に関する概要は『キャンパスライフ』『就職ガイドブック』などに掲載し、ホームページにも公開している。2013（平成25）年度から学生支援に関する組織を「スチューデントプラザ」として一つのフロアに集約し連携を図っている。また「アドバイザーに関する規程」に基づき、学生一人ひとりに相談・助言・指導を行うアドバイザー教員を配置し、学習、生活、進路支援

聖隷クリストファー大学

を事務組織と協力して支援を行っている。

修学支援としては、入学時オリエンテーションやアドバイザー教員による相談時間の設定、オフィスアワーによる相談などを行っている。入学準備学習で大学教育への接続を図り、基礎演習等の初年次教育で学びの導入となる力を身につけさせている。入学後の4月には学科単位で新生セミナーを実施し、初年次における学生相互及び学生と教職員間の親睦を深めている。卒業延期者、休・退学者対応として、アドバイザー教員、学部長、保護者との確認面談を行っている。学生の抱える問題や状況によって、教務委員会や学生委員会が継続的な支援を行っている。障がいがある学生への支援は入学前からアドバイザー教員、教務委員会、関連事務局が連携して対応をしている。経済援助としては大学独自のもの、聖隷グループによるもの、学外諸機関による奨学金があり、規程に基づき適切に運用されている。

生活支援は、学生委員会、学生サービスセンター、健康管理センターによる「学生支援協議会」により、支援施策の検討と情報共有を行っている。学生サービスセンターでは学生生活全般に関する支援を、健康管理センター、学生相談室では学生の心身の健康に関する支援を行い、希望者には臨床心理士によるカウンセリングも提供している。ハラスメント対応としては「聖隷学園ハラスメント対策・防止規程」に基づき、各学部、事務局にハラスメント相談員を置いて、適切な対応を行っている。

進路支援は、就職支援協議会で基本方針の策定や実施報告を行い、具体的な支援はアドバイザー教員、就職部教員、就職センター職員が連携して行っている。進路ガイダンスは各学部・学年で各 Semester 開始時に行っている。また、低学年次から働くことに対するイメージを膨らませるために『キャリアガイドブック-先輩の声-』を作成している。就職センターでは4年次による就職活動報告会、就職先研究、現職者による就職講演会（全員対象）、公務員対策講座、SPI試験対策テストなどのプログラムを実施している。そのほか、2014（平成26）年度からは3年次必修科目として「キャリアデザイン」を開講し、キャリア形成支援を行っている。

学生支援の適切性については、法人の企画部が実施する卒業・修了生年次満足度調査や在学生満足度調査、大学の総務部が実施する保護者満足度調査、教務運営会議が実施する学修行動調査などの結果を活用し、教務運営会議、学生支援協議会、就職支援協議会がそれぞれ修学支援、生活支援、就職支援の適切性を検証し、各学部教授会とも連携しながら大学部長会で学生支援全般についての点検・評価を行っている。

7 教育研究等環境

<概評>

教育研究等環境の整備は、「グランドデザイン」や法人事務局の設備整備計画に則り、特に「グランドデザイン第2ステージ」で基本目標、行動目標を設定して具体的に進められている。校地・校舎面積は大学設置基準を上回り、各学部、研究科の講義室、実習室、演習室など、教育に必要なスペースが確保されている。これらの施設はほぼバリアフリーに対応しており、耐震設備の整備、防災設備の導入も進められている。食堂の昼食時の混雑を緩和するため、昼休み時間を設けずに時間割を工夫することで昼食時間の分散を図るなどの工夫もなされている。さらに、アクティブ・ラーニング推進のため、無線LANの導入やインタラクティブボードシステムの導入など環境面での整備も進んでいる。また、大学院学生の教育支援として遠隔授業システムを導入している。専任教員に対する研究室は、温度、湿度、照度など物的環境や学生との面談コーナーなど適切に整備されている。

図書館については十分な図書、学術雑誌が確保されており、電子ジャーナル、電子データベースの利用が可能となっている。学内ネットやインターネットに接続して、グループ学習ができるように貸出パソコンなども用意されている。図書館には常勤、非常勤合わせて4名の専門的な知識を有する職員がおり、大学院学生による図書館サポーターを導入し、学部学生に対する支援を行っていることは評価できる。また、大学院学生は図書館開館時間外にも図書館を利用することができ、図書の閲覧、コピーができる点は評価できる。

教育活動を支える人的支援としてはティーチング・アシスタント（TA）やリサーチ・アシスタント（RA）等が配置され、教員の教育研究環境としては、研究費の面でも個人研究費の他、国際学会参加費の補助や大学院研究指導教員への研究費加算なども行われている。また、研究費の再分配により、教員の研究に対するモチベーションが高くなり、科学研究費補助金の申請に積極的に取り組む教員が増加してきている。

研究倫理に関しては、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（2014（平成26）年8月26日文科科学大臣決定）を受け、「研究活動の行動規範」「研究活動の不正行為防止に関する規程」「研究活動の不正調査に関する規程」「研究費の不正防止計画」をそれぞれガイドラインに従って改正している。改正された規程を含めた貴大学の研究活動における不正行為への対応に係る責任体系については、ホームページで公表するとともに、『研究費ガイドブック』に概要を掲載し教員及び担当職員に周知し、研究倫理に関する研修会を開催している。利益相反についての研修会を開催しているものの、利益相反を検証する委員会の構築が望まれる。

8 社会連携・社会貢献

<概評>

社会連携・社会貢献の方針は、地域社会への協力として、基本目標「保健医療福祉に関する知的資源を地域に還元し、地域の保健医療福祉の質の向上に寄与する」とし、3つの行動目標を明示している。同様に、国際化・国際交流については、「保健医療福祉を国際的な視点で捉え、専門職として貢献できる人材を養成する」という基本目標の達成のため、3つの行動目標を掲げている。

これらの方針は、「グランドデザイン第2ステージ」の重点課題のうち、「3. 地域貢献の推進」「8. 国際化の推進」として掲げられているものである。また、大学の理念・目的を踏まえ、年度ごとに事業計画（詳細な行動計画）として、年度初めに教職員へ説明し、公表している。

保健福祉実践開発研究センターが社会貢献等の諸事業を担っている。同センターは、2005（平成17）年度に地域支援研究所として発足以来、地域社会に貢献するさまざまな事業・諸活動を展開してきたが、2009（平成21）年度に「保健福祉実践開発研究センター」に名称変更し、①大学周辺の保健医療福祉の向上を目指した共同研究事業、②専門職及び一般市民への学習機会の提供、③政策形成への貢献を担当している。①については、地域社会の専門職職能団体、医療機関や社会福祉施設あるいは教育機関や行政、NPO（Nonprofit Organization）団体等と共同研究の体制を組織しその活動費用を大学が負担している。2013（平成25）年度以降、毎年6～7件の研究事業が採択され、継続的に事業展開されている。また、2014（平成26）年度には、8件の申請があり6件の採択を決定している。その活動は、地域社会のニーズに対応した課題解決に向かう内容である。また、公開講座として、保健医療福祉の専門職者を対象とした「公開セミナー」と一般市民向けの「市民公開講座」を定期的に開催している。テーマによっては、講演と演習を組み合わせたり、連続講座として開催したりと工夫を凝らしており、参加者も約100～360名にも及ぶことは、地域のニーズと合致しているといえる。さらに、学外団体の主催研修会へ講師を積極的に派遣し、大学の人的資源を社会に還元している。その派遣実績はホームページに公表され、どのような内容であれば派遣することができるのかをわかりやすく周知している。

国際交流事業については、国際交流センターを中心に、①海外の大学との交流、②学生の海外研修及び国際実習、③学生の留学支援、④海外からの研修生、留学生、来訪者の受け入れを主たる業務としている。国際交流事業は、「アジア・アフリカなどの発展途上国の保健医療福祉の発展に貢献する」という創立者が掲げた大学の

聖隷クリストファー大学

理念・目的の具現化を目指したものであり、「私費留学生授業料等免除規程」に基づく留学生の経済的負担の軽減を実施している。これにより研究科に受け入れた留学生の博士号の取得に結実している。また、学生の海外での保健医療福祉の専門実習、教職員の研究や研修の講習を推進している。

社会連携・社会貢献の検証については、グランドデザインの基本目標達成に向けて、事業計画の達成状況や評価を、9月の中間報告、年度末の最終報告、そしてそれを踏まえての次年度の事業計画が立案される過程で検証し、その検証結果は教授会に報告され、執行役員会、理事会に諮られる手続きをとっている。

<提言>

一 長所として特記すべき事項

- 1) 地域の保健医療福祉の質向上への寄与を目標に掲げ、保健福祉実践開発研究センターにおいて、地域貢献事業研究費を設け、地域の保健医療福祉の実践現場と共同で行う研究、地域との基盤作りとしての事業に関する共同研究の2タイプで学内から研究テーマを募集し、これまでに浜松市等と共同で虐待予防や介護予防、障がい者への差別防止に関する研究が行われ、地域社会における保健医療福祉の知の還元に貢献している。また、同センターでは、看護、リハビリテーション、社会福祉による専門職連携とリーダーシップをテーマに公開セミナーを継続して開催し、学部特性を生かして地域の専門職の資質向上に貢献していることは評価できる。

9 管理運営・財務

(1) 管理運営

<概評>

2016（平成28）年度までに達成すべき大学像、貴大学が養成すべき人材像及びその実現のための9つの課題と各課題に対する基本目標（方針）と行動目標が「グランドデザイン第2ステージ」として決定され、それに基づいて各部署が個別行動目標と行動計画を事業計画として策定している。年度途中の中間評価で進捗状況の確認がなされ、必要な対応を行い年度末に最終評価と次年度の事業計画策定を行っている。

寄附行為、寄附行為施行細則及び学則に基づき学長をはじめとする所要の職を配置している。学長は「学長候補者選考規程」に則り選考し理事会で決定している。学部長は「学部長選考規程」に基づき、研究科長は「大学院研究科長選考規程」に基づき選考し、理事会で決定している。教授会規程、大学院委員会、大学部長会議

聖隷クリストファー大学

規程ではそれぞれの組織での審議事項について最終決定権限が学長にあることを明示している。「聖隷学園組織規程」及び「聖隷学園業務管理規程」に基づき必要な組織が置かれ、各組織の役割を明確に示しているとともに、大学部長会で確認されている「役職者の役割」において、責任の所在と所掌事項を明確にしている。「聖隷学園組織規程」で事務組織が規定され、必要な事務組織と事務役職を置いている。職員の採用・昇格は「教職員任用規程」及び「事務職員昇任・昇格規程」により適切に行われている。事務職員の資質向上に関する研修としては、教職員研修会、事務職員研修会、業務別研修などを行っている。建学の精神の理解と向上を図るために毎朝の礼拝を行っている。また新任職員には建学の精神を理解させるために、聖隷歴史資料館の活用もしながら授業科目「聖隷事業の理念と歴史」を聴講させている。学園事務局と教学機関との意思疎通と運営方針を調整する場として企画調整会議を定期的に開催し、重点課題についての定期的な検証、改善の方向性の確認を行っている。

予算編成は、毎年12月の執行役員会で編成スケジュールを確認し、予算単位ごとの予算申請・ヒアリング・査定を行い、企画部が積算する人件費とともに財務部が集約し予算編成方針案、予算原案を作成する。一連の予算管理・執行は「聖隷学園経理規程」「聖隷学園経理規程取扱細則」「聖隷学園契約規程」「研究費取り扱い規程」に基づいて行われている。寄附行為に基づき2名の監事を置き、監事監査を行っている。監事は法人の業務及び財産の状況を監査することが寄附行為に定められている。監事は理事会、評議員会に出席し、意見を述べるとともに日常的に他大学の情報提供を行い、学園からの資産運用についての相談対応などを行っている。監査法人により期中監査、期末監査の会計監査を行っているとともに、経理規程に基づき内部監査を行っている。以上のことから予算編成・執行のプロセスの明確性・透明性、監査の方法・プロセスは適切である。

(2) 財務

<概評>

毎年度の予算編成において、「聖隷学園第三次中長期経営計画」を踏まえた中・長期的な財政計画を示し、その中で、人件費比率や教育研究経費比率等の上限と、帰属収支差額比率の確保目標を設定している。現状としては、資産処分差額等の単年度要因を除くと、帰属収支差額は目標とする水準となっている。

財政状況として、近年は「要積立額に対する金融資産の充足率」が上昇してきていること、帰属収支差額は恒常的に収入超過を確保していることから、概ね安定した財政基盤を有しているといえる。ただし、「理工他複数学部を設置する私立大学」

の平均と比べて、自己資金構成比率が低く、総負債比率が高い水準となっている中で、今後の中期事業計画においても借入金による資金調達を見込んでいることから、これらの数値がさらに悪化しないよう、十分留意する必要がある。また、教育研究経費比率は「理工他複数学部を設置する私立大学」の平均を大きく下回っており、教育研究の一層の充実を図るためにも、数値目標の見直しを行い、同比率の改善に努めることが望まれる。

なお、科学研究費補助金等の外部資金については、全学的な委員会を組織したうえで、研修会やシンポジウムを開催しており、申請を促進する取組みを行っている。

10 内部質保証

<概評>

貴大学は、大学学則及び大学院学則に「教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとする」と定めて、大学としての自己点検・評価の体制を整備している。

自己点検・評価の実施体制は、学部長と各学部自己点検・評価委員会が連携して学部の自己点検・評価を、各研究科委員会が研究科の自己点検・評価を行い、各運営会議、各支援協議会及び事務部門が全学に関する事項の自己点検・評価を行っている。自己点検・評価の結果は3～4年ごとに点検・評価報告書にまとめ、ホームページにて、「2009-2011年自己点検・評価報告書」「2005-2008年」「2000-2004年」が公表されている。

学校教育法施行規則に定められた公表すべき情報は、ホームページにて「教育情報の公開」として公表している。また、大学ポートレートによる教育情報の開示も開始している。

財務情報は、法人用のホームページにて過去5年間の財務諸表を公表している。2012（平成24）年度より、大学の定量的データを「アニュアルレポート」として公表している。

内部質保証システムの整備は、大学自己点検・評価運営委員会が内部質保証システムの所管部署として、自己点検・評価の基本方針の策定と実施、結果の公表を担っている。2011（平成23）年度の自己点検・評価体制の見直しでは、3つの改革がなされ、①教育の質保証PDC Aサイクル、②事業計画に基づくPDC Aサイクル、③チェックリストによるチェック、の3つの柱が確立された。①の教育の質保証PDC Aサイクルは、グランドデザインの各領域のうち「教育力の向上」「学習力の向上」に関するものである。各学部・研究科の「DP・CP関連表」に基づく学部・

聖隷クリストファー大学

研究科の自己点検・評価委員会がセメスターごとに各授業科目の到達度を点検して、大学自己点検・評価運営委員会に報告されている。②の事業計画に基づくPDCAサイクルは、グランドデザインのうち、「学生募集力の向上」「学生支援の充実」「就職力と人材教育」に関するものであり、大学部長会、大学企画調整会議、執行役員会を経て、それぞれの行動計画の見直しをつなげている。③のチェックリストによるチェック項目は本協会のチェック項目についての点検であり、実際は②の事業計画に基づくPDCAサイクル及び①の教育の質保証のPDCAサイクルにおいて点検・評価されている。自己点検・評価にともなう内部質保証については制度、仕組み等は整いつつあるが、学外からの意見を聴取する仕組みを取り入れるなど、さらなる改善が望まれる。

前回の大学評価における指摘事項への対応については、2013（平成25）年7月に改善報告書を提出し、3点について「引き続き改善に対する努力」が求められているが、現在もその対応を継続しており、すべての課題解決には至っていない。

文部科学省の設置計画履行状況等調査における指摘事項（改善・是正意見）に対する改善の努力はなされているが、一部に課題が残されている。

各基準において提示した指摘のうち、「努力課題」についてはその対応状況を、「改善勧告」についてはその改善状況を「改善報告書」としてとりまとめ、2020（平成32）年7月末日までに本協会に提出することを求める。

以 上